

# 人権課題の整理軸（政策事例）

■ コーポレートサステナビリティ・デューデリジェンス指令案で対象となる人権課題は、以下のとおり

国際的な人権協定に含まれる権利の侵害・禁止事項（付属書パート1）		
労働環境の適正化	賃金差別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一労働・同一賃金でない</li> <li>・昇給機会が平等でない</li> <li>・生活水準が維持できない労働条件</li> </ul>
	団結権の侵害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体交渉権の侵害</li> </ul>
	過剰労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な労働時間</li> <li>・休暇・余暇が不当に少ない</li> </ul>
	労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全でない労働環境</li> <li>・健康を害す労働環境</li> </ul>
労働搾取の禁止	児童労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の教育を受ける権利の侵害</li> <li>・児童労働の搾取</li> <li>・児童の健康・安全・モラルを害す労働への従事</li> <li>・児童の人身売買</li> <li>・義務教育修了年齢未満の児童の雇用</li> </ul>
	強制労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奴隷労働（労働搾取を含む）</li> <li>・人身売買</li> </ul>
資産の収奪の禁止	資産の収奪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生計を確保するための土地・資源の収奪</li> <li>・先住民の土地・資源に関する権利の侵害</li> </ul>
環境権の侵害	環境気候	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然基盤の損失、安全な飲料水へのアクセスの妨害、森林への影響</li> </ul>
基本的人権の保護	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシー権の侵害</li> <li>・思想の自由の侵害</li> <li>・不当な拘束/拷問</li> <li>・ハラスメント</li> <li>・差別（女性、障がい者）</li> </ul>

人権と基本的自由にかかる条約一覧（付属書パート2）
以下の権利の侵害又は禁止事項に関する違反の禁止
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界人権宣言（1948年採択）</li> <li>・自由権規約（1966年採択）：土地、生活手段の保護</li> <li>・社会権規約（1966年採択）</li> <li>・ジェノサイド条約（1948年採択）</li> <li>・拷問等条約（1984年採択）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人種差別撤廃条約（1963年採択）</li> <li>・女子差別撤廃条約（1973年採択）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の権利に関する条約（1959年採択）</li> <li>・障がい者の権利に関する条約（2006年採択）</li> <li>・先住民の権利に関する国際連合宣言（2007年採択）</li> <li>・民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言（1992年採択）</li> <li>・国際組織犯罪防止条約（2000年採択）、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998年採択）</li> <li>・多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言</li> <li>・ILO中核的労働基準                     <ul style="list-style-type: none"> <li>＜結社の自由及び団体交渉権の承認＞</li> <li>・結社の自由及び団結権の保護条約（ILO87号条約）（1948年）</li> <li>・団結権及び団体交渉権条約（ILO98号条約）（1949年）</li> <li>＜強制労働の禁止＞</li> <li>・強制労働条約（1930年採択）及び議定書（2014年採択）</li> <li>・強制労働廃止条約（ILO105号条約）（1957年）</li> <li>＜児童労働の禁止＞</li> <li>・最低年齢条約（ILO138号）（1973年）</li> <li>・最悪の形態の児童労働条約（ILO182号条約）（1999年）</li> <li>＜雇用・職業における差別の撤廃＞</li> <li>・同一報酬条約（ILO100号）（1951年）</li> <li>・差別待遇（雇用及び職業）条約（ILO111号条約）（1958年）</li> </ul> </li> </ul>

2022年2月24日公表案を基に作成。

## 人権課題の整理軸（生産形態と人権課題の整理）

- 原材料となる農水産物と生産形態別の人権・労働課題を以下のとおりに整理
  - 労働集約型（野菜、果樹、花卉、コーヒー、カカオ等）：栽培・収穫時に労働力が必要なため、児童労働や強制労働、長時間労働等の人権侵害につながる問題が発生しやすい
  - 土地利用型（小麦、米、大豆、とうもろこし、プランテーション作物等）：大規模化が進行しているため、森林破壊や水問題が注目されている。ブラジルでは、アマゾンの熱帯雨林の大規模開発によって、先住民の生活環境の破壊や強制立ち退き等の権利侵害が発生している
  - 装置型（畜産、養殖、食品加工等）：食品安全や安全衛生が重要視されているほか、移民・外国人労働者の強制労働の人権侵害をもたらしている

	労働集約型	土地利用型	装置型
代表的な作物等	野菜、果樹、茶、コーヒー、カカオ、 花卉、パーム など	大豆、とうもろこし、小麦、米、 など	畜産、養殖、食品加工
人権・労働課題	児童労働、強制労働、労働環境、 長時間労働	先住民の人権問題	食品安全、安全衛生
具体的な労働問題、人権侵害事 （例）	紅茶やカカオ農園の児童労働、長 時間労働、パーム収穫における季節 労働者の労働環境	熱帯雨林開発に伴う強制立ち退き 違法な森林伐採による先住民の生 活破壊	移民・外国人労働者の強制労働、 長時間労働、不公正な賃金、労働 条件 エビ養殖における長時間労働



## 5. 人権

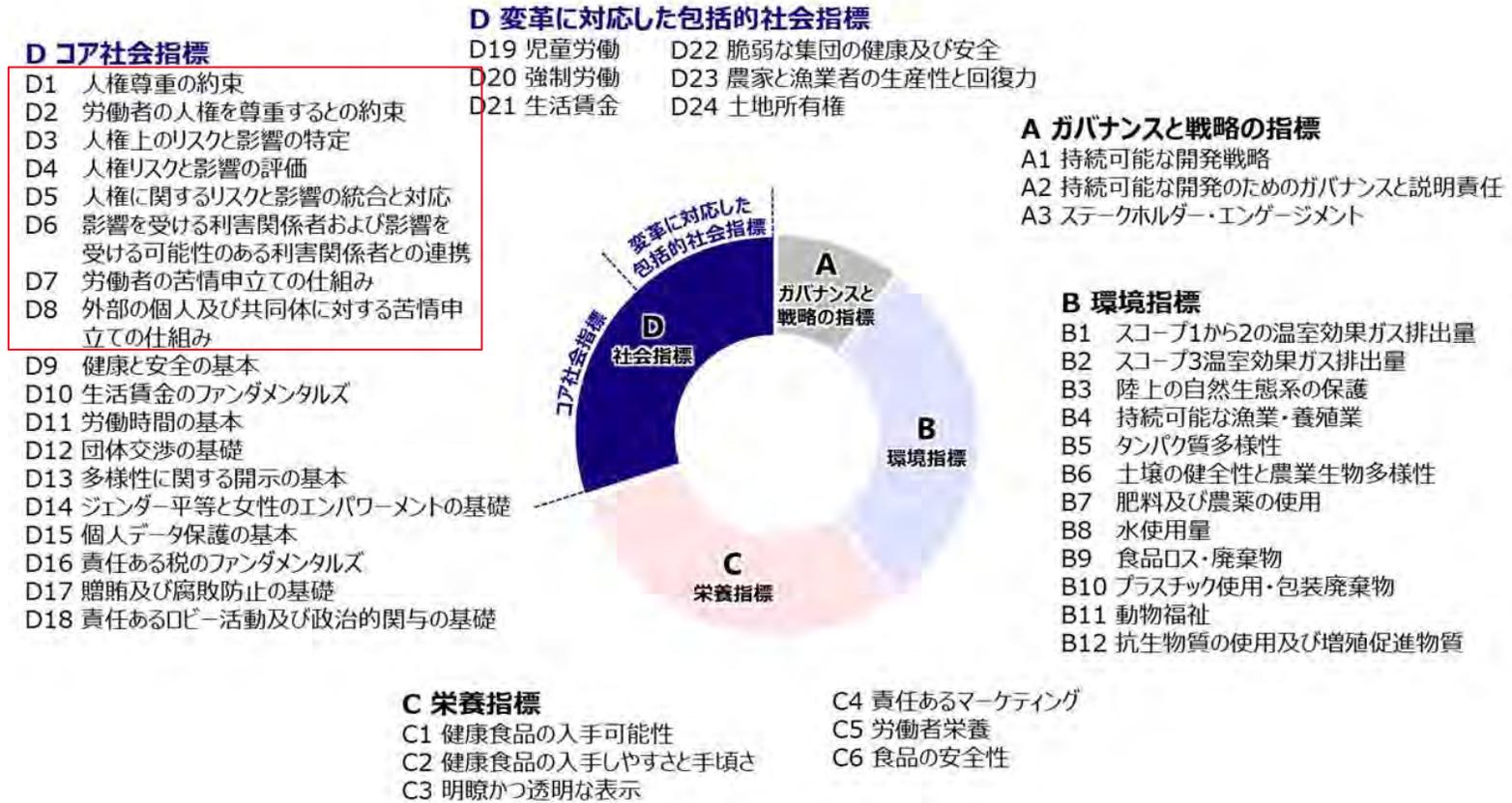
---

- 5-1 サプライチェーンにかかる人権課題の概要
- 5-2 原材料調達にかかる人権課題
- 5-3 企業の対応動向

# 企業のサステナビリティ評価基準における人権

- World Benchmark Alliance (WBA) \* では世界350社の食品及び農業関連企業のサプライチェーンにおける環境、栄養、社会的な栄養を評価するための指標である「Methodology for the Food and Agriculture Benchmark (FAB)」を策定
- 人権デューデリジェンスにかかる企業の対応状況を8項目から評価

## World Benchmarking Alliance が示す食・農分野に関連する指標例

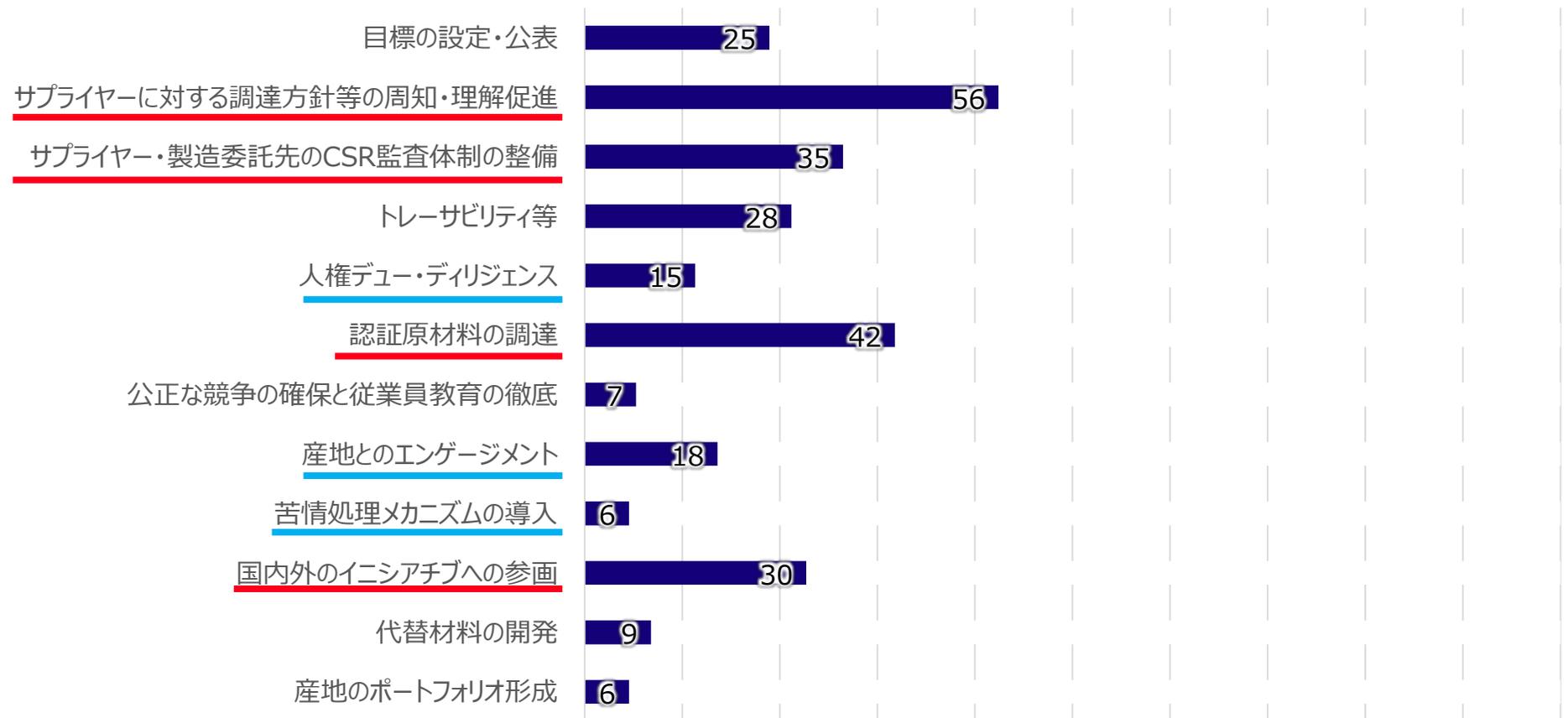


\*世界の主要2000社のSDGs達成貢献度を評価するベンチマークを提供  
 (出所) WBA Methodology for the Food and Agriculture Benchmark (FAB) より作成。2022年8月時点の情報を基に作成

# 日本企業持続可能な原材料調達のための施策の実施状況

- 日本の食品企業が実施している「持続可能な原料調達」のための施策の主流は、サプライヤーとの協同体制の構築、認証品の確保等
- 産地とのエンゲージメント、人権デュー・ディリジェンス、苦情処理メカニズム等の実際の対応に関しては、今後の進捗が期待される。

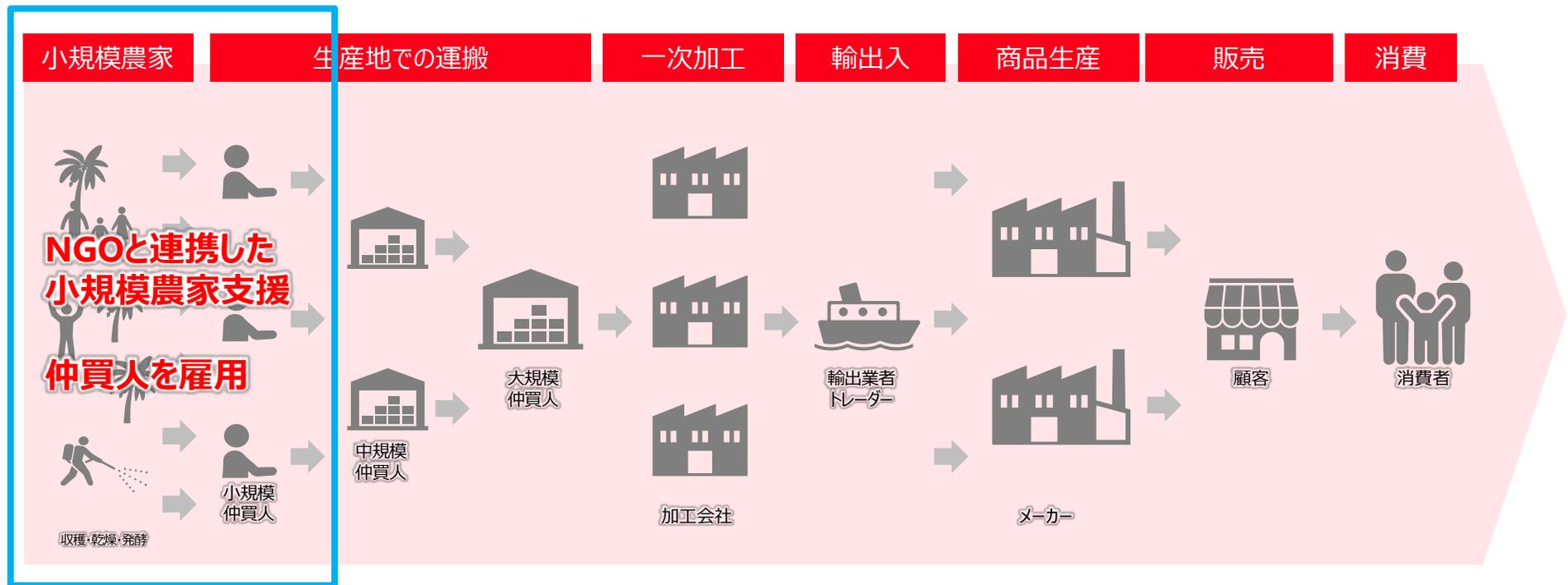
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



(出所) 日本の食品企業132社の公開資料より作成

# 原材料調達のための今後の対応策

- 海外先進企業では、小規模農家に対する支援を通じて「ファーストマイル」に係るデータを収集し、上記の現状や課題を明らかにしながら、品質の向上や持続可能性の証明に取り組んでいる
- 日本企業が持続可能な原材料調達を推進する上で、「産地とのエンゲージメント、人権デューデリジェンス、苦情処理メカニズム等」の実対応に向けてサプライチェーンの川上に位置する小規模農家や地域コミュニティにおける生産、生活、教育などの実態把握が必須



## 事例①：Olam社の取組（カカオ輸出促進・小規模農家支援）

- カカオ、コーヒー、綿花、ナッツ、スパイス等を取り扱う農業総合商社Olam Group（シンガポール）は、世界60カ国でアグリビジネスを展開し、500万の小規模農家と取引する農産物事業会社。同社は、持続可能な農業の推進を基本戦略に掲げ、20カ国、74万の小規模農家に対して営農指導等の支援を実施している。2015年から三菱商事がOlam社に出資し、経営に参画
- 2020年4月、Olam社は、国際協力機構（JICA）との間で、インドネシアのカカオ事業向け支援に関する最大5,600万米ドルの融資契約を調印。本事業は国際金融公社（IFC）との協調融資
- インドネシアはコートジボワール、ガーナに次ぐ世界第3位のカカオ生産国であり、カカオ農業は100万世帯以上が従事する重要な産業。インドネシアのカカオ農地の多くは小規模農家が所有しており、生産効率や品質の低さが課題となっている
- Olam社は、インドネシア子会社が有するカカオ工場の拡張による生産能力の増強に加えて、小規模農家向け貸付を支援することで、同国のカカオ産業のバリューチェーンを強化し、小規模農家によるカカオ生産・取引量の増加を図り、小規模農家の所得向上に貢献



参照：JICAニュースリリース「インドネシア「カカオ輸出促進・小規模農家支援」に対する融資契約の調印（海外投融資）：カカオ産業のバリューチェーンを強化し小規模農家を支援」より作成

## 第2部. オンライン会合の開催

---

## 仕様書との関連

### ■ 仕様書記載事項

- 仕様書3. (1)の調査対象国のいずれか1か国をターゲットとして、政府関係者及び業界団体（相手国及び我が国）等を対象とした持続可能なサプライチェーンに関するオンライン会合（オンライン形式：半日程度）を1回開催する。オンライン会合は、生産国関係者との対話を通じ、持続可能な原材料調達の実現に向けた課題とその解決策等を明らかにするとともに、現地関係者との持続的な協力関係の構築を図ることを目的とする。対象国の選定、開催時期、内容及び参集者等については担当部署と協議の上、決定する。相手国との調整（参加者の選定やアジェンダの検討、インビテーションの発出等を含む）については、担当部署と受託者とで役割分担をしつつ実施する。オンライン会議システムの手配や通訳の手配（仮に要する場合）、国内専門家に係る謝金・交通費（仮に生ずる場合）等、オンライン会合の開催に要する費用は受託者が支出すること。

### ■ 実施事項

- 本事業では、ご担当部署とご相談の上、「生産国関係者との対話を通じ、持続可能な原材料調達の実現に向けた課題とその解決策等を明らかにするとともに、現地関係者との持続的な協力関係の構築を図ることを目的」とした、現地の課題に関するオンラインヒアリングを実施した。ヒアリングの実施は、受託者が分担した。
- 対象国として、ブラジルを選定した。
- 実施日：2023年2月28日午後2時半～3時半（現地時間）
- 対象機関：ブラジル農牧供給省、政策局農業融資部